

平成22年 月 日

国土交通省・国土地理院・農林水産省 等あて
都道府県知事・政令指定都市長 等あて

殿

建設産業共同教育訓練協議会
会長 才賀 清二郎



建設コンサルタント協同組
理事長 須山 富



(社)全国地質調査業協会連合会
会長 瀬古 一郎



(社)全国建設コンサルタント業協会連合会
会長 齋 秀



中小建設コンサルタント活用のお願い

当組合は、昭和37年8月に建設省の示唆を受けて設立した、小規模な建設コンサルタント業者の全国組織の組合です。

私共は、発注者である顧客のニーズに応じた最適なサービスを提供するためには、中小建設コンサルタントの技術の結集によってこそ最適な技術サービスと良質な成果品の提供が出来るものと思料しております。

そこで、平成16年度以来（財）建設業振興基金から建設産業構造改善事業助成事業の補助金を受け、中小建設コンサルタント業者の「設計共同体（JV）方式による共同受注のあり方」の検討と研究を重ね、同方式による「実施要領」等を作成するなど環境変化への対応をして参りました。

併せて、このたび「中小建設コンサルタント業の活路開拓ビジョン」を策定し、従来より増して組合員同士が互いに協力・補完・連携して技術向上・経営改善に努めております。

更に、平成21年夏には、土木設計の定形業務が瑕疵無く円滑に履行できるテクニカル・エンジニアの資格として「土木設計技士」資格試験を全国9ヵ所において実施し、517人の合格者を得ました。本年7月には第2回目の資格試験を、前年同様に全国9ヵ所において実施しました。

しかし、これらの自己努力も業行政当局と発注行政当局のご理解とご支援があつてこそ成果が上るものです。

何卒、下記の事項について中小建設コンサルタント業者の振興策として、特段のご配慮を頂きたくお願い申し上げます。

記

1. 建設コンサルタント業務の発注にあたっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和41年6月30日法律第97号）に基づき平成21年6月に閣議決定された「平成22年度中小企業者に関する国等の契約の方針」に従い、発注総額の41.0%に相当するコンサルタント業務を、中小建設コンサルタント業者へ発注をお願いします。
2. 建設コンサルタント業務の発注にあたっては、行き過ぎた実績主義と技術士偏重主義を是正し、中小建設コンサルタントに無駄な負担を負わせないようお願いします。

3. 設計施工一括方式は、建設コンサルタントが建設会社の下流となる契約方式とならないよう（例えば、異業種共同企業体方式の採用）お願いします。
4. 主として定形業務を業とする建設コンサルタント業者にランク制を設け、300万円以下の発注については、原則として大手建設コンサルタントを除外するようお願いします。

「共同設計方式」

5. 旧建設省が平成10年12月に通達した「建設コンサルタント業務における共同設計方式（JV）の導入について」の発注金額の下限（3千万円）の撤廃をしていただきたくお願いします。
6. プロポーザル方式以外の入札方式にもJVの参加を認めると共に、資格審査における格付けには、いわゆる建設工事の共同企業体の特例制度を準用されるようお願いします。

「土木設計技士」

7. 土木設計技術者（テクニカル・エンジニア）の資格を認め、定形業務等の土木設計の業務が円滑に受託できる制度の創設を検討するようお願いします。